同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項
所得税の額から同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号

の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第三十項」に、「第四条の九第一項第一号イからハまで及び第二号イからハまで並びに第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ」を「第四条の九第二項各号」に、「第三十九条の十八第十五項」を「第三十九条の二十の七第六項」を「第三十九条の二十の七第九項」に、「第三十九条の百十八第十五項」を「第三十九条の百二十の七第六項」を「第三十九条の百二十の七第九項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定を次のように改める。

第四条の二第九項の表中

「第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号	総所得金額	総所得金額の金額
		総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

を

第二百五十八条第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額の金額
第二百五十八条第四項	受けた	受けた租税特別措置法第四条の規定により読み替えられた法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法人税法第六十八条第一項の規定により読み替えられた法人税法第六十八条第一項の規定により読み替えられた法人税法第六十八条第一項